

お客様各位

令和4年 2月
三ツ星ベルト株式会社
建設資材事業部

SDS（製品安全データシート）の取り扱いについて

拝啓、貴社ますますのご盛栄のこととお喜び申し上げます。
毎々格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、弊社のSDSの取り扱いについてご案内させていただきます。
ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

SDSを提供しなくてもよい製品とは

| | | |
|---|------------------------------|----------------|
| ① | 取り扱い過程で固体以外の状態（粉状、粒状）にならない製品 | P R T R 法 労安衛法 |
| ② | 対象物質が密閉されて取り扱われる製品 | P R T R 法 労安衛法 |
| ③ | 一般消費者の生活用品 | P R T R 法 労安衛法 |
| ④ | 再生資源 | P R T R 法 |
| ⑤ | 薬事法の医薬品、医薬部外品、化粧品 | 労安衛法 |
| ⑥ | 農薬取締法の農薬 | 労安衛法 |

P R T R 法 令第5条、第6条
労働安全衛生法 法第57条の2、基発第162号（H12.3.24付）

弊社でSDSを提供している製品

- ・ 法的義務のある製品
- ・ 法的義務はないが取り扱い時に液状物である製品（該当物質の有無に係らず）
プライマー、塗料材、ウレタン防水材、接着剤等が該当いたします。

【成型品のSDSについて】

成型品は『取り扱い過程で固体以外の状態（粉状、粒状）にならない製品』であるため、SDSを提供しなくてもよい製品として位置付けられています。
ルーフィング、ボード、テープ、断熱材、金物等が該当します。

以上